

別表第1(第7条関係)

弓道場使用料(団体利用)

利用時間区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日
施設名称	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
弓道場	円 620	円 900	円 1,410	円 1,220	円 2,590

備考

- 1 この表において「団体利用」とは、6人以上の団体が弓道場を利用することをいう。
- 2 営利、営業、商業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 4 利用時間を前後に延長して利用する場合は、この表に定める使用料のほか、延長1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)ごとに延長して利用する時間が属する利用時間区分の1時間相当額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)を徴収するものとする。
- 5 市内の小学校就学前の子ども、小学校の児童又は中学校の生徒が利用する場合の使用料は、無料とする。
- 6 午前9時から午後5時までの間において、電灯を使用した場合は、実費を徴収する。

別表第2(第7条関係)

弓道場使用料(個人利用)

利用区分	利用者区分	児童・生徒	その他の者
1回券		円 50	円 110
11回券		500	1,100

備考

- 1 **別表第1**の備考2、3及び5の規定は、この表において準用する。
- 2 この表において「児童・生徒」とは、小学校就学前の子ども、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 3 使用料の算定に当たっては、**別表第1**に規定する午前、午後及び夜間の利用時間区分における利用について、それぞれ1回の利用とする。